

三重県立四日市工業高等学校と学校法人享栄学園鈴鹿大学 との高大連携に関する協定書

三重県立四日市工業高等学校（以下「高校」という。）と学校法人享栄学園鈴鹿大学（以下「大学」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校専攻科生徒等の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 大学の授業科目への特別聴講学生又は科目等履修生の受入れ
 - (2) 大学と高校専攻科の単位互換
 - (3) 大学の各種公開講座への聴講生の受入れ
 - (4) 大学教員による高校への出張講義
 - (5) 教育についての情報交換及び交流
 - (6) その他、双方が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成30年4月1日をもって発効し、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、大学と高校の代表者によって構成する高大連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ各1通を保管する。

平成29年10月10日

鈴鹿市郡山町663番222

学校法人享栄学園鈴鹿大学

学長

市 鈴 雪 治 印

平成29年10月10日

四日市市日永東3丁目4-63

三重県立四日市工業高等学校

校長

内

